

令和3年第4回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和3年9月22日（水曜日）午前9時30分開議

- 第 1 陳情第 6号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
- 第 2 議案第 56号 令和2年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第 57号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第 58号 令和2年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第 59号 令和2年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第 60号 令和2年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第 61号 令和2年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第 62号 令和2年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第 63号 令和2年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第 64号 令和2年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第 69号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第 70号 令和3年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について
- 第13 発議第 1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 第14 発委第 4号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書
- 第15 議員派遣の件
- 第16 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番	仙海直樹	2番	高橋速円
3番	中野勝正	4番	高桑佳子
5番	宮下孝幸	6番	石川豊
7番	小黒博泰	8番	島明日香
9番	加藤修三	10番	三輪正

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
会計管理者	矢川浩之
総務課長	大矢正人
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	金泉修一
産業観光課長	矢島則幸
建設課長	小崎一博
教育課長	内藤良治
町民課参事	棚橋まゆみ

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	関川理沙

◎開議の宣告

○議長（三輪 正） これから本日の会議を開きます。

説明員の曾根教育長より欠席届が提出されましたので、ご報告いたします。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（三輪 正） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力お願いいたします。

◎陳情第6号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

○議長（三輪 正） 日程第1、陳情第6号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情についてを議題とします。

ただいま議題としました陳情第6号は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員長報告を申し上げます。

9月14日の本会議において本委員会に付託されました陳情第6号について、審査を終了しましたので、その経過と結果をご報告します。

去る9月15日午後1時30分より役場議員控室において、委員全員が出席し、委員会を開催しました。

その審査結果についてはお手元に配付しました報告書のとおりですが、その経過について報告いたします。

陳情第6号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について。昨年、本町議会を含む県内24市町村は私学助成の充実を求める意見書を国に提出しました。その行動が実り、昨年度から国の私立高校に対する就学支援金の上限は39万6,000円に拡充されました。これにより、年収590万円未満世帯での授業料無償がほとんどの県内私立高校で実現しました。しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、国の補助対象とならない施設設備費や入学金は保護者の負担となっています。当町にも私立高校に通う生徒は16名おります。この生徒にさらなる教育

条件の維持、向上を図っていきたいと思います。

慎重審査の結果、全員異議なく採択すべきものに決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（三輪 正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第6号を採決します。

陳情第6号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

-
- ◎議案第56号 令和2年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第57号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第58号 令和2年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第59号 令和2年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第60号 令和2年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第61号 令和2年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第62号 令和2年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第63号 令和2年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 令和2年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（三輪 正） 日程第2、議案第56号 令和2年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第57号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第58号 令和2年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、議案第59号 令和2年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、議案第60号 令和2年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第61号 令和2年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第62号 令和2年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第63号 令和2年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第64号 令和2年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案9件は、決算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、4番、高桑佳子議員。

○決算審査特別委員長（高桑佳子） 決算審査特別委員長報告を申し上げます。

9月14日の本会議において本委員会に付託されました議案第56号から議案第64号まで、決算認定に関する議案9件について審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告します。

審査は、9月17日午前9時30分から、町長以下、説明員全員の出席を求めて開催しました。

まず、本委員会に総務文教分科会と社会産業分科会の2つの分科会を設置し、それぞれの分科会に主査を置き、歳入歳出決算を一体として審査しました。

審査に当たっては、決算書などに基づき説明員から説明を受けるとともに、監査委員の意見書などを参考にして、予算が関係法令に沿って適正かつ効率的に執行されたかどうか、施策や事業が目的どおりに実施され、どの程度町民サービスや福祉の向上が図られたかなどの視点から、各般にわたり慎重に行いました。

以下、審査の過程で述べられた主な意見について報告します。

1、デマンド交通は多額の予算に対し利用者が少ない。令和4年度の本格運用を見据え、町民の利便性の向上と利用者増を図るよう求める。

2、小木ノ城駅のトイレについて、今後の在り方を検討されるよう求める。

3、文化財保存に関し、高齢化により地域の活動に限界が来ている。今後行政の支援の在り方を検討されるよう求める。

4、松本ひがし団地宅地分譲は早期に完売した。大門町営住宅の建設を急ぎ、人口減少を抑制するよう求める。

5、町ふるさと逸品開発等支援を強化し、ふるさと納税の返礼品に組み込むなど、販売促進につなげるよう求める。

6、町有林の間伐材について、町木工業者の協力を得て、木工キットの作成など、その利用拡大、販路開拓を進めるよう求める。

7、健康診断の受診率は50.1%と昨年より下がっている。町目標の60%に近づけるよう努力を求める。

8、税徴収に関し努力が認められるが、公平性の観点から徴収率を上げるように求める。

9、町内の防犯灯に関して、集落での維持管理が難しくなっていることから、行政として今後の管理の在り方を検討されるよう求める。

以上のような意見経過を踏まえ、採決した結果、議案第56号から議案第64号まで、議案9件について、これを認定すべきものと決しました。

以上、決算審査特別委員長報告といたします。

○議長（三輪 正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第56号に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第56号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第57号から議案第64号まで、議案8件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第57号から議案第64号まで、議案8件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第57号から議案第64号まで、議案8件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議案第69号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第11、議案第69号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第69号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、本町の町税における課税誤りが判明したことに対するものであります。大変ご迷惑をおかけしております。このたびは、私の責任の所在を明らかにするため、町長給料10月分の10分の2減給の条例改正をお願いするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第69号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号 令和3年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（三輪 正） 日程第12、議案第70号 令和3年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第70号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、課税誤りの訂正に伴う町税の減額及び還付金等の補正と新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の補正を行っております。

初めに、歳出予算につきましてご説明を申し上げます。2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費では、税還付金等を追加いたしました。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を計上いたしました。

続きまして、歳入予算につきましてご説明をいたします。歳入予算では、1款町税では現年課税分を減額いたしました。

11款地方交付税では、普通分を追加いたしました。

17款県支出金では、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業補助金を計上いたしました。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,636万1,000円を追加いたしまして、予算総額を34億694万3,000円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

歳出予算からお願いいたします。補正予算書227ページです。2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費でございます。税還付金及び還付加算金追加ということで、今月14日の全員協議会でご説明させていただいたものでございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費です。新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、8月30日に新潟県の特別警報が全県に拡大されまして、午後8時以降まで酒類を提供しているお店のうち9月3日から16日までの14日間全ての日で営業時間の短縮に協力していただいたお店に対し

まして協力金を支払うというものでございます。町内には16店舗が対象となっております。詳細につきましては、この後産業観光課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

続きまして、歳入予算をお願いします。226ページです。1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、現年課税分の減でございます。こちらにつきましても9月14日の全員協議会でご説明させていただいた内容となっております。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税です。普通分を追加いたしました。

17款県支出金、2項県補助金、8目商工費県補助金、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の県補助金となります。

以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） 産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） それでは、私のほうから新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業に関しまして若干説明をさせていただきたいと思ます。

今回の協力要請につきましては、新型インフルエンザ等対策措置法に基づく営業時間の短縮の協力要請であり、先ほど総務課長から話がありましたように、8月30日の県の対策本部会議で県内全域に対しまして時短要請をされたものでございます。これにつきましては、コロナの新規感染者が急増しているということで、新潟県が全市町村に対しまして特別警報を発令いたしました。これに伴いまして、酒類を提供する飲食店の営業時間の短縮に協力いただいた店舗に対しまして協力金を支払うという制度でございます。対象の飲食店につきましては、従前の営業時間が午後8時以降も営業されているお店が対象となります。営業時間を定めているが、予約制により例えば午後8時以降も営業している場合も今回対象になります。議員の皆様にも今回初めてお話しする話で恐縮ですが、9月3日からということで、9月定例会の初日の補正予算で上程すべきだったのですが間に合わなかったということで、このタイミングとなってしまったところでございます。

それから、既に全県下に発令されておりました特別警報につきましては今月16日までで解除になりまして、1つ下の警報レベルまでに引き下がったというところであります。これに伴いまして、飲食店への営業時間短縮につきましても16日までということで終了いたしました。町では、この期間協力いただいたお店は、先ほど話がありましたように、16店舗でございました。そして、その16店舗全てのお店の営業時間は短縮していただいたということで、私ども職員が見回りを行いまして確認をしたところでございます。本日から申請受付を開始したいというふうに考えております。

資料2ページをご覧くださいと思います。協力金の算出につきましては、こちらの表に従いまして協力金の申請をされた店舗には、書類を提出いただいた後、速やかに協力金を支払いたいというふうに考えております。おおよその金額ですが、16店舗で大体600万円弱になるのではないかと予測をしております。それから、この経費につきましては全て新潟県からの補助金ということで交付されることになります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

1 番、仙海直樹議員。

○1 番（仙海直樹） お尋ねしますが、今日から申請を開始するというので今ご説明いただきましたが、申請資料に係る部分でかなり難しい部分があるのではないのかというふうに感じておりました。16店舗どのような方々が申請されるのか分かりませんが、例えば高齢であったりとか、そのような観点から資料を作成するのが難しかったりした場合に、例えば商工会や役場の担当課から、お手伝いいただけるようなことを考えられているのかどうなのかお伺いします。というのは、町感染防止対策設備整備等推進事業補助金で申込みをかけたときも、約半数ぐらいの方は申込みされなかったようです。せっかく限度額20万円でしたでしょうか。

[何事か声あり]

○1 番（仙海直樹） 20万円全額ということですが、それで申込みされなかった事業者もいたようですので、そのようなことが原因で申請したのにうまくいかなかったとか、申請できなかったとかということがないようにしていただきたいと思いますので、その辺についてどこかでフォローしてもらえる場所があるのかなのか、今現在でお分かりでしたらお答えいただきたいと思います。

○議長（三輪 正） 産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） 今ほどの申請書類の準備という部分でございます。今回この事業の案内につきましては、事前に該当する飲食店等に文書を差し上げまして、その後説明会を開いております。そこで事業説明をした上で、今回協力いただけるかどうかの回答をいただいたところでございます。その数字が16件ということで、数字につきましては変動することはおそくないと思えますし、今後の申請につきましては商工会で対応していただけるということでございますので、私どもも相談があれば、おそらく難しい部分が、例えば民宿、旅館業を営んでいる方については通常の泊まり客の部分の売上げについては除外するので、それ以外の、例えば宿泊客以外の方で宴会を午後8時以降にしたときの経費が該当するので、そのような売上げの内訳が分かるという部分が一番大変な作業ではないかというふうに思いますし、本当にお店が午後8時以降も営業しているかという証拠の書類につきましては説明会でもお話ししたのですが、貼り紙や受け付けた帳面のようなものがあり、何時に予約を受け付けたというものが確認できる書類が必要になりますので、その辺につきましても商工会と事務局で十分に打合せをしておりますので、そのような対応で進めていけるというふうに考えております。

○議長（三輪 正） 1 番、仙海議員。

○1 番（仙海直樹） ありがとうございます。安心しました。民宿や旅館を営んでいる方の中でも商工会に加入していない店舗もございますので、商工会がフォローしてくれるのかどうかとい

う部分もまた出てくる可能性もありますので、ぜひそのような部分で細かなフォローをしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第70号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め
る意見書

○議長（三輪 正） 日程第13、発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番、高橋速円議員。

○2番（高橋速円） ただいま議題となりました発議第1号について提案理由の説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、地方税、地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。このような状況において、行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠と考えます。よって、

国に対して強くこれを要望します。

なお、賛成者といたしまして、高桑佳子議員から賛同いただいております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

ただいま高橋速円議員のほか高桑佳子議員から提出されました発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、発議第1号は可決することに決定しました。

◎発委第4号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境
整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書

○議長（三輪 正） 日程第14、発委第4号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、4番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） ただいま議題となりました発委第4号について提案理由をご説明申し上げます。

令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限39万6,000円の支援金が支給されることになり、県内のほとんどの私立高校で実現しております。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残されています。また、年収590万円を超える世帯では就学支援金が11万8,800円にとどまっており、学費の負担が一気に増えている状況です。本県においては、国と県の学費支援を

受けても年間約18万円から約47万円の保護者負担が残ります。入学金負担が5,650円のみで公立高校と比べ、学費の公私間格差は歴然とした大きな開きがあります。

現在も猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や倒産などで私立高校の保護者への学費負担が重くのしかかり、家計を圧迫しています。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私間格差の是正が強く望まれます。

また、私立高校の経常経費への助成が不十分であるため、新潟県内では全教員に占める専任教員の割合が公立高校の約8割に対して、私立高校は約6割と2割も少ないのが現状です。

当町には、私立高校に通う16名の生徒がおります。この生徒のためにもこのような状況を是正し、私学教育の充実と私学教育本来のよさを一層発揮するための教育条件の維持、向上を図るために、関係機関に特段の措置を講ずるよう意見書を提出するものです。

議員の皆様にはよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（三輪 正） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（三輪 正） 日程第16、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（三輪 正） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時06分)